

第2章

教育のひろがり

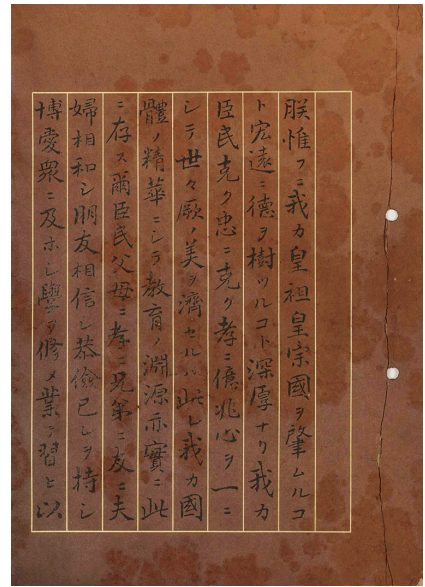
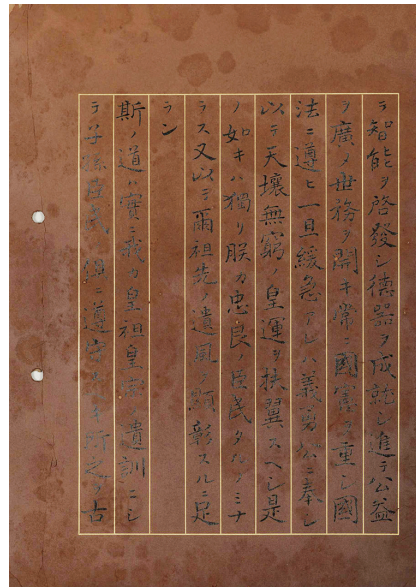
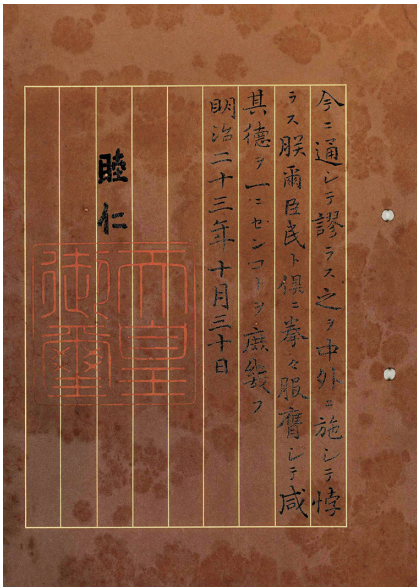
明治22年(1889)2月、大日本帝国憲法が公布され、翌年11月に施行されました。教育に関する規定は設けられませんでした。教育の基本となる勅令を発する根拠となる条文(第9条)があり、また教育行政の基本となる官制等の制定に関する条文(第10条)が設けられました。明治23年には「教育ニ関スル勅語」(教育勅語)が下賜されました。その後の教育に関する法令は、勅語の示す方針に基づいて定められていきます。

小学校に続く教育も整備が進められ、それぞれの種別の学校で教授すべき具体的な内容が定められました。富山においても、明治10年の致遠中学校(同16年廃校)や明治34年の富山高等女学校(現在の県立富山いずみ高等学校)をはじめ、中学校や高等女学校の設置が進みました。そのほか、市町村立小学校で授業料が原則無償になるなど、多くの人々が教育を受けることを可能にするための政策が行われました。

関連年表

年(西暦)	月	富山県にかかわる内容	日本の教育にかかわる内容
明治23(1890)	10		「教育ニ関スル勅語」下賜 「小学校令」改正
明治24(1891)	1	県下の各小学校で勅語奉読会を開設	
	11		「小学校校則大綱」制定
	2	共立富山薬学校開校 富山薬専の前身 【現在の富山大学薬学部】	
明治27(1894)	6		「高等学校令」公布
	10	富山県工芸学校開校 全国で3番目の工芸学校 【現在の高岡工芸高等学校】	
		富山県簡易農学校開校 県下初の農学校 【現在の南砺福野高等学校】	
明治30(1897)	4	市立富山簡易商業学校開校 県下初の商業学校 【現在の富山商業高等学校】	
	10		「師範学校令」公布
明治32(1899)	2		「実業学校令」公布 「高等女学校令」公布
明治33(1900)	4	富山県水産講習所開所 【現在の滑川高等学校海洋科】	
	8		「小学校令」「小学校令施行規則」改正
明治34(1901)	5	富山県高等女学校開校 県下初の高等女学校 【現在の富山いずみ高等学校】	
明治35(1902)	3		「小学校令」一部改正(国定教科書制)
明治36(1903)	3		「専門学校令」公布 「実業学校令」改正
	4		「小学校令」一部改正
明治37(1904)	4		国定読本を全国採用(第一国定教科書)
明治39(1906)	7	新湊町立新湊甲種商船学校開校 日本海側唯一 【現在の国立富山高等専門学校商船学科】	
	3		「小学校令」改正(義務教育6か年に延長)
明治40(1907)	4	私立富山訓盲院開校 本県盲教育の初め 【現在の富山視覚総合支援学校】	
明治42(1909)	10		国定教科書の発行を日本書籍、東京書籍、大阪書籍の3社に委託
明治44(1911)	6	市立高岡実科高等女学校開校 県下初の実科高等女学校	

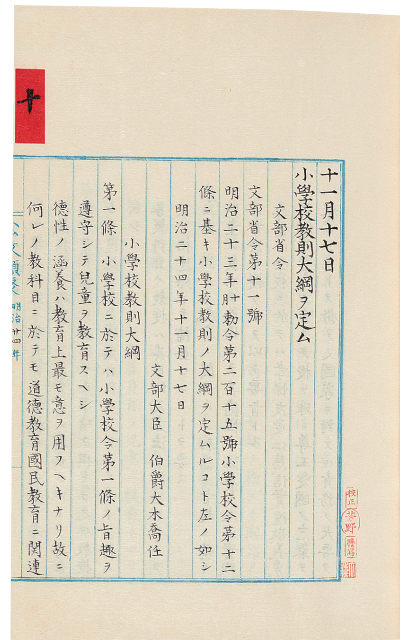
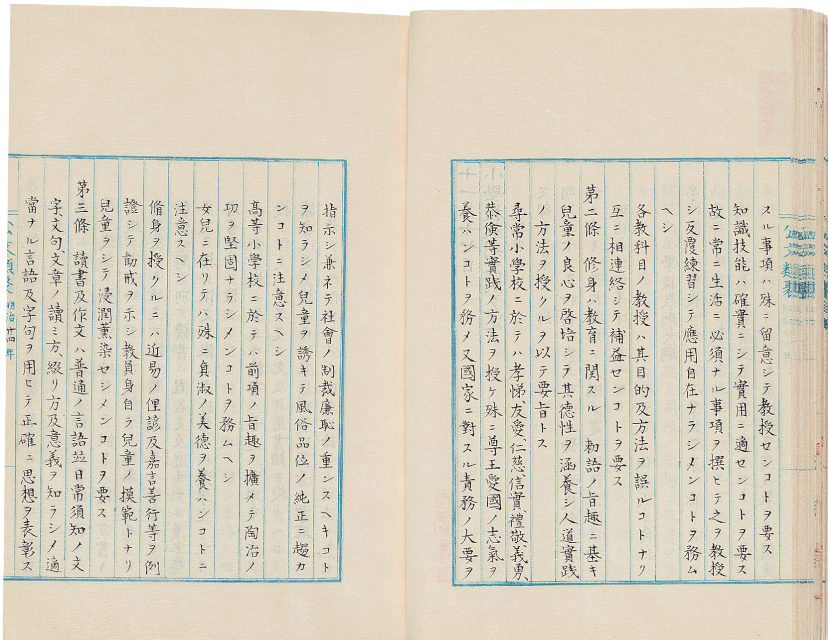
出典「富山県教育史年表」(富山県教育史編さん委員会編「富山県教育史」下巻、昭和47年)



教育勅語

明治23年(1890)10月30日、国民教育の根本理念を示すため、「教育ニ関スル勅語」が下されました。勅語では、父母への孝行といった具体的な項目を挙げ、国民にこれらの遵守を求めました。資料は「教育勅語」の公布原本で、変色等の損傷は関東大震災で発生した火災の影響によるものです。

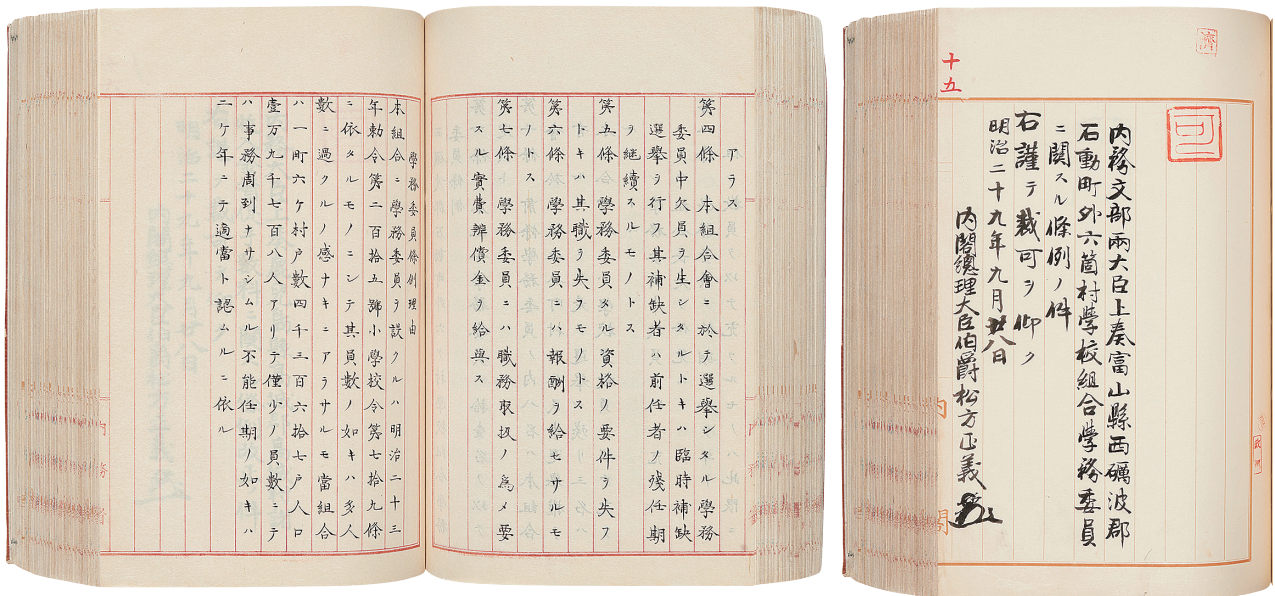
請求番号：平25文科00001100
国立公文書館所蔵



小学校教則大綱ヲ定ム

明治24年(1891)11月、小学校教則大綱が定められました。第一条では、教育において最も大切なことは「徳」であると述べ、どの教科においても道德教育・国民教育に関連する事項は特に大切に教授し、知識・技能に関しては日常生活に必要な事項を優先的に練習させよ、とあります。第二条以下では、教科ごとに、尋常小学校および高等小学校で教授すべき具体的内容が記載されています。

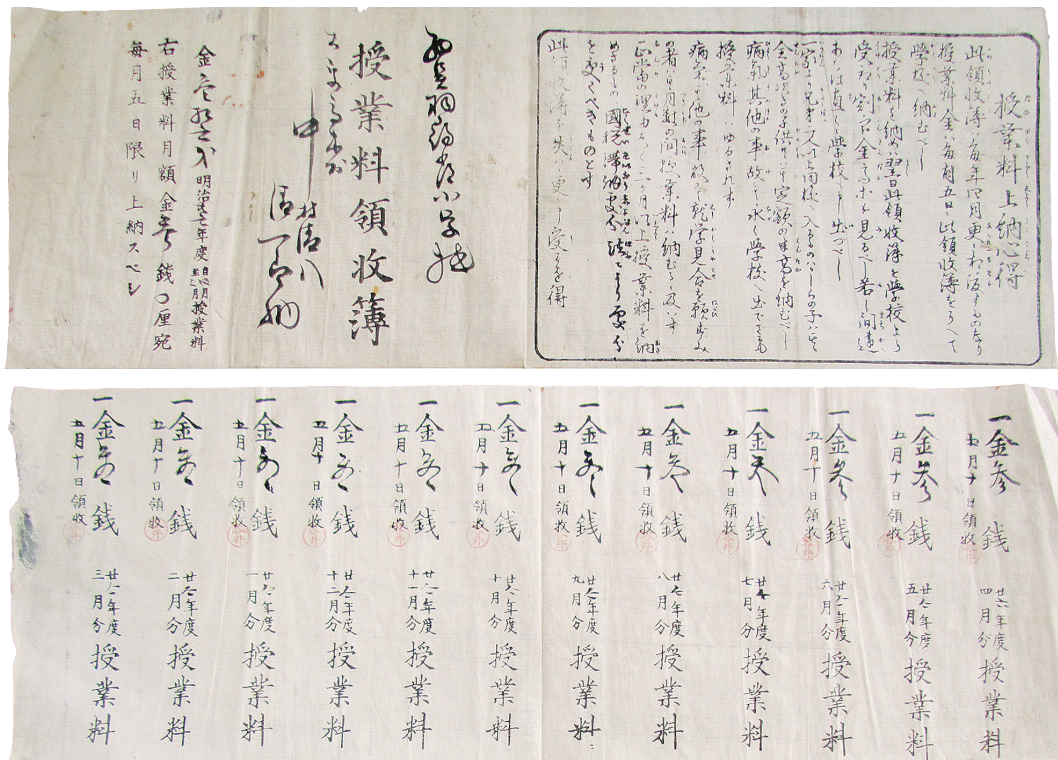
請求番号：類00570100
国立公文書館所蔵



富山県西礪波郡石動町外六箇村学校組合学務委員ニ関スル条例ヲ設ク

資料は、明治29年(1896)、西礪波郡石動町ほか6村の学校組合において学務委員条例を定めた際の裁可書です。本条例は、明治23年の小学校令第76条により定められました。条文では学務委員の選任や報酬に関する規定が定められています。

請求番号：類00747100
国立公文書館所蔵



西呉羽尋常小学校授業料領収簿

資料は、明治26年度(1893~94)の西呉羽尋常小学校の授業料領収簿です。「月額3銭を毎月5日まで納めること」が記されています。

明治19年の県の規程では、尋常小学校の授業料徴収額は、原則月額10~20銭/人とする一方、校長と戸長で協議をして徴収額を決定することになっていました。実際には、規程を大幅に下回る少額しか納められない家庭・児童が大多数でした。全国的にも、町村の財政にとって教育費は大きな負担となっていました。

中村家文書 富山県公文書館所蔵